

水巻町次世代エール給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響が長期化する中、本町の未来を担う次世代を支援するとともに、町とのつながりを深め、将来的な定住やUターンの促進を図るため給付する。次世代エール給付金事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 水巻町次世代エール給付金（以下「給付金」という。）の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者のうち、令和8年8月1日現在次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録（以下「住民登録」という。）がある者
- (2) 町外に住民登録がある者で、令和8年度の住民税において水巻町に住民登録がある者より扶養されている者
- (3) 町外に住民登録がある者で、町内に住民登録がある者の健康保険の扶養となっている者
- (4) その他町長が給付金対象者として適当と認める者

2 前項第2号及び第3号における扶養する者（以下「扶養者」という。）は、申請日において引き続き町内に住民登録がなければならない。

(給付額)

第3条 給付金の額は、給付対象者1人につき1万円とする。

(給付申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする者は、水巻町次世代エール給付金申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 給付対象者の本人確認書類の写し
- (2) 給付対象者名義の振込先口座確認書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 給付金の申請期間は、令和8年9月7日から令和9年1月29日までとする。

3 特別な理由により前項の申請期間に提出できない場合は、理由書（様式第2号）を添えて提出することにより申請することができるものとし、この場合の申請期限は令和9年2月12日までとする。

(代理による申請)

第5条 給付対象者に代わり、代理人として給付金の申請及び受給できる者は、給付対象者の扶養者又は後見人とする。

2 代理人が給付金の申請及び受給をするときは、当該代理人は前条の申請書に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 給付対象者の本人確認書類の写し
- (2) 代理人の本人確認書類の写し
- (3) 代理人の振込先口座確認書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(給付決定)

第6条 町長は、前2条の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、水巻町次世代エール給付金給付決定通知書(様式第3号)により、給付対象者又は代理人に通知するものとする。

2 町長は、前項の調査及び審査により、給付することが適当でないと認めるときは、水巻町次世代エール給付金不給付決定通知書(様式第4号)により、給付対象者又は代理人に通知するものとする。

(給付決定の取消し)

第7条 町長は、給付対象者が次のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、給付金の給付決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

2 町長は、前項の取消しを決定したときは、水巻町次世代エール給付金給付決定取消通知書(様式第5号)により、給付対象者又は代理人に通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、前条により給付決定を取り消したときにおいて、既に給付金が給付されているときは、給付対象者又は代理人に期限を定めてその給付金の全部を返還させることができる。

2 前項に規定する返還の命令は、水巻町次世代エール給付金返還命令書(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の効力)

2 この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。